

事務連絡
令和2年12月18日

地区職域薬剤師会 担当者 各位

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会から通知がありましたので、貴会会員へのご周知をよろしくお願いいたします。

なお、今回より、届出票に「メールアドレス」欄及び「業務の種別」欄に「管理者」であることが分かる項目が追加になっております。



日薬発第206号
令和2年12月2日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本信夫
(会長印省略)

令和2年の薬剤師の届出及び調査について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省医薬・生活衛生局長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本年は薬剤師法第9条（届出）の規定により義務づけられた薬剤師の届出及びこれに基づく行政記録情報を利用した公的統計調査の実施年に当たります。

届出義務のある者は我が国の薬剤師名簿に登録されている薬剤師で、今後、配布される薬剤師届出票（別紙）に令和2年12月31日現在の必要事項を記入し、従業地又は住所地の保健所に令和3年1月15日までに届出することとなっております。

別紙の薬剤師届出票につきましては、薬局、病院、診療所、大学、研究機関等に従事する薬剤師にはこれらの施設を通じて、その他の薬剤師には保健所を通じて配布されます。また、今回より届出票に新たな項目が追加されておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、前回の調査結果につきましては、厚生労働省HP「平成30年（2018年）医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」（ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 医師・歯科医師・薬剤師統計 > 結果の概要 >）をご参照下さい。また、薬剤師届出票につきましても厚生労働省HP（ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い）より入手可能となっております。

本通知の趣旨をご理解いただき、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。



薬生発 1124 第 13 号
令和 2 年 11 月 24 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 2 年の薬剤師の届出について (依頼)

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号) 第 9 条の規定により義務づけられた薬剤師の届出の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、全ての薬剤師に届出をしていただくよう、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、薬局、病院、診療所、大学、研究機関等に従事する薬剤師に対してはこれらの施設を通じ、その他の薬剤師に対しては保健所を通じて配布することとしております。

記

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 届出義務のある者 | 日本国の薬剤師名簿に登録されている薬剤師
(休業中を含む) |
| 2 届出事項 | 令和 2 年 12 月 31 日現在の別紙届出票に係る事項 |
| 3 届出先 | 住所地の保健所又は従業地の保健所 |
| 4 届出の期限 | 令和 3 年 1 月 15 日 |

様式第六(第七条関係)

(令和2年12月31日現在)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県		
ふりがな	電話 (- -)		
(2) 氏名	(- -)		
メールアドレス	※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合		
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
(5) 薬剤師名簿番号	第 <input type="text"/> 号	(6) 登録年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
(7) 主に従事している施設及び業務の種類 業務の種類01~19のうち1つを○で囲むこと。	施設の種別	業務の種類	
	薬局	01 開設者又は法人の代表者(管理者) 02 開設者又は法人の代表者(管理者以外) 03 勤務者(管理者) 04 勤務者(管理者以外)	
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)	
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他(治験、検査等)	
	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者	
	大学	11 勤務者(研究・教育) 12 大学院生又は研究生	
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業	
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者	
	従事先 (8)及び(9)は、(7)欄の01~18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。		
ふりがな	電話		
(8) 名称	代表電話 (- -)		
(9) 所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 市郡 区 町村		
(10)及び(11)は、(7)欄の01~11及び13~18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。			
(10) 就業形態	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
12月1日~7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。	1 常勤(勤務時間32時間以上) 4 非常勤(16時間~24時間未満)	2 非常勤(8時間未満) 5 非常勤(24時間~32時間未満)	
(11) 休業の取得(取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		
(12) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	国立	01 北海道大学 02 東北大学 03 千葉大学 04 東京大学 05 富山大学 06 金沢大学 07 京都大学 08 大阪大学 09 岡山大学 10 広島大学 11 徳島大学 12 九州大学 13 長崎大学 14 熊本大学	
	公立	15 岐阜薬科大学 16 静岡県立大学 17 名古屋市立大学	
	私立・外国薬学校	18 北海道医療大学 19 北海道科学大学 20 青森大学 21 岩手医科大学 22 東北医科薬科大学 23 医療創生大学 24 奥羽大学 25 国際医療福祉大学 26 高崎健康福祉大学 27 城西大学 28 日本薬科大学 29 城西国際大学 30 千葉科学大学 31 帝京平成大学 32 東京理科大学 33 東邦大学 34 日本大学 35 北里大学 36 慶應義塾大学 37 昭和大学 38 昭和薬科大学 39 東京薬科大学 40 星薬科大学 41 武蔵野大学 42 明治薬科大学 43 帝京大学 44 横浜薬科大学 45 新潟薬科大学 46 北陸大学 47 愛知学院大学 48 金城学院大学 49 名城大学 50 鈴鹿医療科学大学 51 京都薬科大学 52 同志社女子大学 53 立命館大学 54 大阪大谷大学 55 大阪薬科大学 56 近畿大学 57 摂南大学 58 神戸学院大学 59 神戸薬科大学 60 兵庫医療大学 61 姫路獨協大学 62 武庫川女子大学 63 就実大学 64 広島国際大学 65 福山大学 66 安田女子大学 67 徳島文理大学 68 松山大学 69 第一薬科大学 70 福岡大学 71 長崎国際大学 72 崇城大学 73 九州保健福祉大学 74 外国の薬学校	
	(13) 出身地	(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)	
	(14) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	
	(15) 備考		

提出期限 翌年1月15日

薬剤師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)
- (2) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
- (2) 氏名 薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(15)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。薬剤師名簿上の改姓はしたが、薬剤師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した薬剤師名簿上の氏名を記入する。
大文字、小文字、記号等を明確に記入する。
例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「E」(エル)
「0」(ゼロ)、「O」(オー)
本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。
- メールアドレス
- (5) 薬剤師名簿登録番号 薬剤師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。
例 第123号の場合 →

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---
- (6) 薬剤師名簿登録年月日 薬剤師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 主に従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

薬局	01 開設者又は法人の代表者(管理者)	薬局を開設している者、又は薬局を開設する法人の代表者であって、薬局を実地に管理する者
	02 開設者又は法人の代表者(管理者以外)	薬局を開設している者、又は薬局を開設する法人の代表者であって、上記01以外の者
	03 勤務者(管理者)	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、薬局を実地に管理する者
	04 勤務者(管理者以外)	法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、上記03以外の者
病院	05 調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	06 その他(治験、検査等)	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	07 調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	08 その他(治験、検査等)	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
介護施設	09 介護老人保健施設の勤務者	介護老人保健施設で薬剤師として従事している者
	10 介護医療院の勤務者	介護医療院で薬剤師として従事している者
大学	11 勤務者(研究・教育)	大学において、教育又は研究に従事している者(教授、准教授、講師、助教等)
	12 大学院生又は研究生	大学において、上記11以外の大学院生、又は研究生
医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他)	製薬会社(その研究所を含む。)、血液センター等医薬品の製造販売業、又は製造業に従事している者(企業から派遣される治験コーディネーターを含む。)
	14 店舗販売業	店舗販売業者又は店舗販売業に従事している者(旧薬種商を含む。)
	15 配置販売業	配置販売業者又は配置販売業に従事している者(既存配置販売業を含む。)
	16 卸売販売業	卸売販売業者又は卸売販売業に従事している者
上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事している者
その他	18 その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01～17に含まれない業務に従事している者
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

- (8) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で01～18に該当する者は、必ず記入する。
- (9) 従事先の所在地 } 所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10) 就業形態 12月1日～7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務し、1週間の勤務時間が32時間以上の場合は1を○で囲み、施設で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は非常勤とし、2～5の該当する勤務時間の番号を○で囲む。
- (11) 休業の取得 令和2年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (15) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(9)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられています。

《 記入例 》

薬

R02

薬

薬剤師届出票

(令和2年12月31日現在)

郵便番号は必ず記入します。住所は住民登録とは関係なく、現に居住している場所を都道府県から、番地又は番号まで正確に記入します。

免許証に記載されている氏名を正確に記入します。婚姻等により戸籍上の氏名は改姓したが、薬剤師名簿上の改姓をしていない場合は、戸籍上の氏名を記入し、「備考」欄に「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と記入します。薬剤師名簿上の改姓はしたが、薬剤師免許証上の改姓をしていない場合は、改姓した薬剤師名簿上の氏名を記入します。

(7)欄で選択した施設について記入します。

(7)欄の「主に従事している施設及び業務の種類」で01~11及び13~18を記入した場合は、必ず記入してください。

01~74までの該当する番号を必ず1つ〇で囲みます。修了した大学院名等の番号を〇で囲まないよう注意してください。

医師又は歯科医師免許を併せ有する場合は、その旨を明記してください。(例)「医師免許併有」、「歯科医師免許併有」

婚姻等により氏名の変更申請中の場合は、その旨を明記してください。(例)「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等

その他、記入事項に説明を要すると思われる事項を明記してください。

Form with fields for address, name, sex, birth date, license number, facility type, and education. Includes a table of university codes and a section for additional remarks.

固定電話又は携帯電話のいずれかを記入してください。

大文字、小文字、記号等を明確に記入します。

メールアドレスの利用に同意する場合は無記入とします。

免許証に記載されている登録番号、登録年月日を記入します。登録番号は右詰めで記入します。(例)第1234号→第001234号

免許証を再交付された場合、「登録年月日」欄に再交付年月日を記入しないよう注意してください。

誤って記入した場合、二重線を引いて抹消し、上部余白に正しい事項を記入します。(訂正印は不要)

複数の施設に従事している場合は、主な施設・主な業務について記入した届出票を1枚提出してください。

郵便番号は必ず記入し、所在地は、市区・町村名まで記入します。

12月1日~7日の勤務時間として該当する番号を1つ〇で囲みます。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで常勤・非常勤を区別します。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とします。

令和2年12月31日現在休業を取得中の場合は、該当する番号を〇で囲みます。

出身地は都道府県まで記入します。外国の場合は「外国」を〇で囲みます。

同意する場合は無記入とします。

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

お近くの保健所へ

令和2年12月31日現在の状況をお知らせください。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方
※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

令和3年1月15日（金）まで



Q & A

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用にご同意いただいた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードをお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sanshi_todokede.html



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省



健康・医療

医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い

[届出票](#)[リーフレット](#)

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、2年に1度12月31日現在における住所地、従業地、従事している業務の種別等、医師法、歯科医師法、薬剤師法で規定されている事項について、当該年の翌年1月15日までに厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられています。

本年はその届出年に当たりますので、所定の届出票に記入の上、原則として住所地の保健所へ提出をお願いします。複数の従事先がある場合は、1枚の届出票に主たる従事先及び従たる従事先の記載をお願いします。また、12月31日現在就労していない場合であっても、届出票の提出漏れのないようにお願いいたします。

この届出により得られる行政記録情報を活用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行い、その集計結果は今後の厚生労働行政の重要な基礎資料となります。

また、2年ごとに届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、お忘れなく届出をお願いします。

▶ 医師等資格確認検索システム（医師・歯科医師）

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

届出票

届出票の用紙は、最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、以下の届出票からダウンロードをお願いします。

※前回（平成30年又はそれ以前）の届出票は、使用できませんのでご注意ください。

（届出票はA 4サイズ、医師・歯科医師は両面、薬剤師は片面で印刷してください。）

- 医師届出票（[Excel](#): 51KB [Word](#): 525KB [PDF](#): 553KB）<[記入要領PDF](#): 310KB> <[記入例PDF](#): 251KB>
- >
- 歯科医師届出票([Excel](#): 37KB [Word](#): 390KB [PDF](#): 384KB) <[記入要領PDF](#): 253KB> <[記入例PDF](#): 209KB>
- >
- 薬剤師届出票（[Excel](#): 33KB [Word](#): 320KB [PDF](#): 180KB）<[記入要領PDF](#): 185KB> <[記入例PDF](#): 178KB>
- >

[ページの先頭へ戻る](#)